

5. 復旧工事の発注について

(1) 復旧工事発注の契約方法等

震災復旧工事発注等に関する改善及び運用の拡大等により、復旧工事の促進を図ったもの等について、以下のように行った。

- ・指名競争入札における業者選定については、従来、1件8千万円以上は入札参加者審査会の土木部会に、3億円以上5億円未満は本審査会に諮ることとしていたが、平成8年4月から8千万円を1億5千万円に改正し、事務所における事務処理権限を拡大した。また5億円未満については、土木部会で対応ができることとし、事務量の増大に対応する執行体制の合理化を図った。
- ・入札契約制度の改善に伴い、一定規模以上の工事については、公募型指名競争入札及び一般競争入札を導入していたが、阪神・淡路大震災の災害復旧事業等急施を要する工事については、事業促進を図るためその対象外とし、従来型の指名競争入札を実施した。また、これにあわせ、起工決定についても、従来事務所の権限が8千万円未満であったものを、1億5千万円未満まで引き上げを図った。

(2) 設計等に係る改善について

① 現場技術業務委託実施要領の改訂について

「現場技術業務委託制度」の充実を図るため、積算に関する現場条件等の調査、及び図面、その他の資料作成に関する設計業務を追加することとし、平成7年11月1日付けで土木部長から土木部各課、地方機関へ通知した。

② 土木請負工事における資材支給の取扱いについて

基礎用鋼管杭、H型鋼、鋼矢板を原則資材支給としていたものを、資材動向が安定していることから、事務量の軽減を図ることとして、資材支給を廃止し、平成8年2月29日付けで土木部長から土木部各課、地方機関へ通知した。

また、これに併せ起工決定についても、従来、事務所の権限が8千万円未満であったものを1億5千万円まで引き上げを図った。

土(建)第732号
平成8年2月29日
土木部長

土木請負工事における資材支給の取扱いについて（通知）

標記のことについて下記のとおり定め、平成8年4月1日以降実施することとしたので、設計、積算に誤りのないよう取り扱ってください。

記

1. 土木請負工事においては、原則として資材支給は行わないこととする。
2. 資材の需給状況、その他特別の事情により必要が生じた場合、上記にかかわらず資材支給することができる。
3. 昭和52年7月27日付、土建第70号の「土木請負工事の場合における支給資材の範囲及びその取扱いについて」は廃止する。